

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成27年1月9日

京都市長 門川 大作

## 1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成26年11月6日	南区	唐橋西平垣町	—	—	1	平成26年11月6日
	伏見区	石田大受町	—	—	1	
		小栗栖森本町	—	—	1	
		深草大亀谷岩山町	—	—	1	
		桃山町正宗	—	—	1	
平成26年11月14日	北区	西賀茂南今原町	1	—	—	平成26年11月14日
		西賀茂南川上町	1	—	—	
	東山区	福稲御所ノ内町	1	—	—	
平成26年11月18日	南区	久世上久世町	—	—	1	平成26年11月18日
	右京区	太秦八反田町	1	—	—	
		太秦百合ヶ本町	5	—	—	
		太秦川所町	2	—	—	
		山田南町	1	—	—	
		檜原砦町	2	—	—	
	伏見区	羽束師菱川町	—	—	1	
		桃山水野左近西町	—	—	2	
平成26年11月25日	伏見区	深草紺屋町	1	—	1	平成26年11月25日
		奈良屋町	—	—	3	
		向島立河原町	1	—	—	

## 2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

### 3 連絡先

京都市都市計画局屋外広告物適正化推進室

(都市計画局屋外広告物適正化推進室)